

# 伊勢市公報

第437号  
令和6年1月22日  
月曜日

## 目次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則	2
○ 伊勢市道路占用等に関する規則及び伊勢市法定外公共物の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
<b>告 示</b>	
○ 地縁団体の認可について	14
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	16
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	17
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の変更の届出について	18
<b>公 告</b>	
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	19

伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則をここに公布する。

令和6年1月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 1 号

### 伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則

#### (設置)

第 1 条 伊勢市附属機関条例（平成 29 年伊勢市条例第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により、広報いせ印刷業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

#### (委員長及び副委員長)

第 2 条 選定委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第 3 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第 4 条 選定委員会の庶務は、情報戦略局広報広聴課において処理する。

#### (委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市道路占用等に関する規則及び伊勢市法定外公共物の管理に関する

条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月10日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 2 号

伊勢市道路占用等に関する規則及び伊勢市法定外公共物の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(伊勢市道路占用等に関する規則の一部改正)

### 第 1 条 伊勢市道路占用等に関する規則 (平成17年伊勢市規則第133号)

の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(許可書等の交付等)

第 4 条の 2 市長は、第 3 条の規定による申請に基づき、道路に関する工事の設計及び実施計画の承認をしたときは、道路工事施行承認書 (様式第 3 号) を当該申請をした者に交付するものとする。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、当該承認に条件を付することができる。

3 市長は、前条第 1 項の規定による申請に基づき、道路の占用等の許可をしたときは、道路占用許可書 (様式第 4 号) を当該申請をした者に交付するものとする。

4 市長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。

5 市長は、前条第 2 項の規定による協議に基づき、道路の占用に同意したときは、その旨を回答するものとする。

第 5 条第 1 項中「様式第 3 号」を「様式第 5 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 4 号」を「様式第 6 号」に改め、同条第 3 項中「様式第 5 号」を「様式第 7 号」に改める。

第 6 条を次のように改める。

### 第 6 条 削除

様式第 6 号及び様式第 7 号を削り、様式第 5 号を様式第 7 号とし、様

式第 4 号を様式第 6 号とし、様式第 3 号を様式第 5 号とし、様式第 2 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第3号（第4条の2関係）

第 年 月 日 号	
住所	
氏名	
道路工事施行承認書	
年 月 日付で申請のあった道路工事については、別紙条件を付けて承認します。	
伊勢市長	
記	
1 場 所	
2 面 積	
3 方 法	
4 工事の期間	
5 目 的	

様式第4号（第4条の2関係）

住所  氏名  <p style="text-align: center;">道路占用許可書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付で申請のあった道路占用については、道路法第32条第1項の規定により、下記のとおり許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">伊勢市長</p> <p style="text-align: center;">記</p>	第 号		
占用の目的			
占用の場所	路線名		
	所 在		
占用物件	名 称		
	規 模		
	数量・面積		
占用の期間		占用物件 の 構 造	
工事の期間		工事实施 の 方 法	
道路の復旧 方 法		添付書類	
条 件			
占 用 料			
注意事項			



様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号 削除

(伊勢市法定外公共物の管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市法定外公共物の管理に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(許可書の交付等)

第 5 条の 2 市長は、第 3 条第 1 項の規定による申請に基づき、占用許可をしたときは、法定外公共物占用許可書（様式第 1 号の 2）を当該申請をした者に交付するものとする。

2 市長は、第 3 条第 2 項の規定による協議に基づき、法定外公共物の占用に同意したときは、その旨を回答するものとする。

第10条の次に次の 1 条を加える。

(承認書の交付)

第10条の 2 市長は、前条の規定による申請に基づき、法定外公共物の現状に影響を及ぼす工事の承認をしたときは、法定外公共物工事施行承認書（様式第 6 号の 2）を当該申請をした者に交付するものとする。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第1号の2（第5条の2関係）

住所  氏名  <p style="text-align: center;">法定外公共物占用許可書</p> 年 月 日付で申請のあった占用物件については、下記のとおり許可 します。  年 月 日  <p style="text-align: right;">伊勢市長</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
占用の目的			
占用の場所	対象物件		
	所 在		
占用物件	名 称		
	規 模		
	数量・面積		
占用の期間		占用物件 の 構 造	
工事の期間		工事实施 の 方 法	
復旧方法		添付書類	
条 件			
占 用 料			
注意事項			

様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第6号の2（第10条の2関係）

法定外公共物工事施行承認書

第 号  
年 月 日

住所  
氏名

伊勢市長

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物工事については、  
別紙条件を付けて承認します。

記

1 場 所	
2 面 積	
3 方 法	
4 工事の期間	
5 目 的	

様式第9号から様式第11号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の伊勢市道路占用等に関する規則様式第3号から様式第5号までによる用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 伊勢市告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 1 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 名称

三津区自治会

### 2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境整備
- (3) コミュニティセンター、墓地等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

### 3 区域

本会の区域は、伊勢市二見町三津全域の内、37 番地から 51 番地 1 まで及び 143 番地 1 から 159 番地 2 までを除く区域、伊勢市二見町荘 1 番地 1、10 番地 1 から 14 番地 1 まで、15 番地 1、48 番地 1、51 番地から 64 番地 8 まで、71 番地 1 から 75 番地 5 まで、79 番地 1 から 82 番地 1 まで、86 番地 1 から 89 番地 1 まで、92 番地 3、95 番地 3、125 番地 1 から 188 番地 1 まで、191 番地 1 から 269 番地 1 まで、270 番地 1、276 番地 4、277 番地 3、287 番地、294 番地 1、298 番地、534 番地 2、537

番地 2、539 番地 1、540 番地 2、543 番地 4、543 番地 6 から 546 番地 1 まで、549 番地 1、552 番地 1 から 559 番地 2 まで、562 番地 1 から 591 番地 3 まで及び 806 番地 3 の区域並びに伊勢市二見町山田原 250 番地 1、261 番地及び 266 番地 1 から 295 番地までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市二見町三津 301 番地に置く。

5 代表者の氏名及び住所

三浦 徹

伊勢市二見町三津 749 番地 2

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

令和 5 年 12 月 21 日

伊勢市教育委員会告示第1号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和6年1月11日

伊勢市教育委員会  
教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和6年1月18日（木）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第1号 令和6年度学校業務員、給食調理士及び幼稚園教諭の人事異動方針について
  - 議案第2号 奨学生の決定について



## 伊勢市農業委員会告示第1号

伊勢市農業委員会第217回総会を次のとおり招集します。

令和6年1月9日

伊勢市農業委員会  
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和6年1月16日（火）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 非農地証明願について
  - 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
  - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第1号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第7条の規定に基づき次のとおり伊勢市指定給水装置工事事業者から変更の届出がありましたので、告示します。

令和6年1月10日

伊勢市長 鈴木 健 一

	指定 番号	事業者名	所在地	変更 年月日
変更後	213	吉村工業株式会社	津市雲出長常町 1349 番地 6	令和5年 12月25日
変更前			津市垂水 629 番地	

伊勢市公告第 1 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、豊西まちづくりの会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 6 年 1 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

事務所の所在地

変更前 伊勢市西豊浜町 45 番地 1

変更後 伊勢市西豊浜町 2736 番地